

## 評価実施事業総括表

所管課	事業名	路線又は箇所名等	再評価の理由	対応方針	事業主体	備考
都市整備課	土地区画整理事業	新田・下宿地区		継続	市	
都市整備課 住宅課	土地区画整理事業及び 住宅市街地盤整備事業	柏北部中央地区及び柏都市計画 道路3・2・40十余二船戸線		継続	県	
住宅課	住宅市街地盤整備事業	四街道都市計画道路3・4・20号 物井1号線		継続	市	
〃	住宅市街地総合整備事業	猫実五丁目東地区		継続	市	
道路整備課	街路事業	市川都市計画道路3・5・26号 鬼高若宮線		継続	県	
〃	街路事業 (連続立体交差事業)	新京成線(鎌ヶ谷市)		継続	県	
河川整備課	海岸高潮対策事業	北九十九里海岸		継続	県	
〃	海岸高潮対策事業	千倉海岸		継続	県	
〃	海岸侵食対策事業	一宮海岸		継続	県	
〃	通常砂防事業	白狐川		継続	県	
〃	総合流域防災事業	上前川		継続	市	

再評価の理由:

事業採択後、5年間を経過した時点で未着工の事業

事業採択後、10年間を経過した時点で継続中の事業

事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業

事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、事業採択後5年を経過した時点で継続中の事業

事業採択時における予定事業実施期間が5年超で、かつ事業採択後5年を経過した時点で継続中の事業であって、予備的な検討を行った結果、再評価が必要とされた事業

再評価実施後一定期間(5年・10年)が経過している事業(再再評価事業)